

Ⅱ おおさか男女共同参画プラン(2016-2020) 施策体系別事業 平成29年度事業概要・平成28年度事業実績

1 あらゆる分野における女性の活躍

(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

| 事業名及び平成29年度事業概要 | 29年度 予算額 (千円) | 平成28年度実績 | 担当課 |
|--|---------------------|--|----------------|
| ①働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備 | | | |
| ア 経営者・管理職の意識啓発 | | | |
| 産官学協働女性活躍推進事業 女性が持てる能力を十分に發揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、OSAKA女性活躍推進会議と連携しながら、企業経営者等の意識改革に向けた取組のほか、OSAKA女性活躍推進会議の運営等を行う。 | 4,742 | ○OSAKA女性活躍推進会議の開催：2回 ○新たに毎年9月を「OSAKA女性活躍推進月間」として定め、キックオフイベント及び企業向けシンポジウムを開催。 ○企業経営者向けセミナーの開催：2回 ○出前講座の実施：9回 | 男女参画・府民 協働課 |
| 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、先進的な取組を進める事例などに関する情報を提供するなど、その取組を支援する。 | — | 336社登録 (平成28年度末現在) | 男女参画・府民 協働課 |
| 中小企業労働環境向上促進事業 中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に、労働法の基礎的知識を周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供するセミナーなどを開催し、労使間のトラブルの未然防止と労働環境の向上の取り組みを促す。 | 1,146 | 実施回数18回、638人受講 | 雇用推進室労 政課 |
| 労働情報発信ステーション事業 府内地域で、職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施し、労働相談機能の向上、労働相談、労働関係法令の周知・啓発を図る。 | 920 | 6地域・16回実施 相談69人、労働情報提供3,860件、 労働関係法等セミナー3地域・4回開催 127人 | 雇用推進室労 政課 |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページの作成及びセミナーの実施 再掲【1-(3)-②-ア】→P28参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労 政課 |
| イ 官民協働による啓発と働き方の見直し | | | |
| 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 再掲【1-(1)-①-ア】→P10参照 | (一) | 同左 | 男女参画・府民 協働課 |
| 産官学協働女性活躍推進事業 再掲【1-(1)-①-ア】→P10参照 | (4,742) | 同左 | 男女参画・府民 協働課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|---|---------------------------------|
| 労働時間短縮の促進 労働時間の設定が労働者の健康と生活に配慮したものに改善され、ゆとりある豊かな暮らしを実現するため、労働時間短縮の普及を行う。 | — | 同左 | 雇用推進室労政課 |
| 女性医師等就労環境改善事業 女性医師等の離職防止や定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を実施する医療機関に対し、補助する。 | 124, 057 | ○補助機関：36 機関 ○補助実績額：105, 382 千円 | 保健医療室医療対策課 |
| 男性職員の育児休業取得促進 職員一人ひとりが、男女ともに育児に参画する重要性を認識するため、「大阪府特定事業主行動計画」(教育委員会の場合は、「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」)に基づき、研修等による啓発など組織的な対策を講ずることにより、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進める。 | — | ○育児休業の取得経験のある男性職員の育児体験談紹介 ○研修の実施 ○休暇取得促進のための「5つの取組み」を継続 ・子育て職員応援シートの活用 ・男性職員の連続休暇取得モデルパターンの紹介 ・啓発冊子の配布 等 | 人事局企画厚生課 教育総務企画課 |
| 育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度 男女がともに家庭責任を担いつつ、職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を図るため、育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度の運用を行う。 | — | 同左 | 人事局企画厚生課 教育総務企画課 |
| 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 小学校就学の始期に達しない子を養育する職員又は家族の介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限することにより、引き続き職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を行う。 | — | 同左 | 人事局企画厚生課 人事委員会事務局 教育総務企画課 |
| 妻の出産時における男性職員による子の養育休暇 職業生活と家庭生活の両立支援のため、妻が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合、男性職員が特別休暇を取得できる環境整備を行う。 | — | 同左 | 人事局企画厚生課 人事委員会事務局 教育総務企画課 |
| 子の看護のための休暇 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備の推進を図るため、中学校就学の始期に達しない子を養育する職員が当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇(子の看護のための休暇)の運用を行う。 | — | 同左 | 人事局企画厚生課 人事委員会事務局 教育総務企画課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|--|--------------------------------------|
| 年次休暇の取得促進 子育てを職場としてサポートしていく観点から、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進する。 | — | ○ゆとり週間（5月・8月）の実施 ○夏季の連続休暇取得促進通知（6月） ○ゆとり推進月間（11月）の実施 | 人事局企画厚生課 人事委員会事務局 教育総務企画課 |
| 女性警察職員の育児休業者が配置されていたポストへの後任者配置の実施 育児休業に伴う欠員による職場の負担を軽減し、職員が安心して出産、育児に専念できる環境の構築を図るため、女性警察官が育児休業を取得する場合は後任者の配置を推進する。女性一般職員については、産前休暇を取得する場合は賃金職員による代替措置を行い、その後育児休業を取得する場合には常勤職員の後任配置を推進する。 | — | 女性警察官、女性一般職員ともに育児休業を取得した場合は、可能な限り後任者を配置した。 | 警察本部警務部警務課 |
| ウ 多様な働き方への支援 | | | |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページの作成及びセミナーの実施 再掲【1－（3）－②－ア】→P28 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労政課 |
| 在宅ワークに関する情報提供 在宅での就業を希望する就労困難者や障がい者等の就業支援のため、在宅ワークに関するポータルサイトを設置するとともに、ITを活用した情報の収集・提供及び相談を実施する。 | 2,207 | ○電話相談 3,833 件 ○ポータルサイトアクセス件数 163,310 件 | 雇用推進室労政課 |
| 国の税制等に関する情報収集 商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度に関する情報収集に努める。 | — | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| 女性・若者働き方改革推進事業 女性の職種志向の拡大・転換を図るとともに、「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界団体等と連携し、職場環境の整備による「働き方改革」の推進と、イメージアップを図る情報発信に取り組む。 | 81,783 | ○「製造」「運輸」「建設」業界への職種志向転換者数 48 名 | 雇用推進室労政課 雇用推進室就業促進課 雇用推進室人材育成課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|--|----------------|
| 新たな人材育成プログラム開発事業（しごと力開発事業） (29 年度は OSAKA しごとフィールド運営事業の中で実施) ⇒28 年度に開発した人材育成プログラムを用いて、働き、働き続けるために必要な力（しごと力）を養成し、女性の再就職や離職防止等、更なる女性の活躍につなげる。 | — | ○プログラムを開発 ○プログラム検証のためのセミナーに のべ 541 名参加（社会人 462 名、求職者 65 名、学生 14 名） ○企業向け成果報告会『「しごと力」体 験&成果報告会』を開催し、65 名参加（平 成 29 年 2 月 10 日） | 雇用推進室 就業促進課 |
| ②仕事と子育てとの両立 | | | |
| ア 子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進 | | | |
| 保育所等整備事業 子ども総合計画に基づき、待機児童解消のため、保育所等を整備する市町村を支援する。（別途、国事業として保育所等整備交付金） | 14,329,377 | 9 市町で創設 2 か所、増築 1 か所、増改築 4 か所整備（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市を除く） | 子ども室 子育て支援課 |
| 多様な保育サービスの推進 保育ニーズに応じた多様な保育サービスを推進する市町村に対し助成する。 ○延長保育事業 延長保育需要に対応するため、保育所等において、通常の開所時間を超えた保育を実施する。 | 336,196 | ○1,066 か所で実施 | |
| ○病児保育事業 病院等に付設された専用スペース又は地域の児童を対象に保育所等に付設された専用スペースにおいて病気の児童又は病気回復期の児童の一時保育を実施する。また、保育所等に通う児童が急に体調不良になった場合に、看護師等が緊急に対応できる体制を確保する。 | 778,887 | ○400 か所で実施 | 子ども室 子育て支援課 |
| キッダーカウンセラー事業 私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が、幼稚園と家庭・地域との連携を図りながら、子育て支援の役割を果たすため、地域の保護者等を対象に実施する子育て相談事業に対し助成する。 | 40,500 | 125 園で実施 | 私学課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|---|--------------------------|
| 国家戦略特別区域限定保育士試験 平成 27 年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後 3 年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4 年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度が創設。 この試験は、4 月(筆記)、7 月(実技)に全国で行われる試験に加えて、2 回目の試験として実施するもの。 | 270 | 国家戦略特別区域限定保育士試験 平成 28 年度 合格者：448 名 (受験申請者 1,771 名) | 子ども室 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブへの助成事業 昼間家庭に保護者がいない小学校に就学している児童に対し、遊びを主とした健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置・運営する市町村に対して助成する。 | 2,744,974 | 1,486 支援の単位で実施 | 子ども室子育て支援課 |
| 放課後児童クラブ整備事業 市町村等が放課後児童健全育成事業を実施するために、放課後児童クラブを新たに設置する場合や学校の余裕教室の改修・備品の更新等を行う場合に助成を行い、放課後児童クラブの整備等を図る。 | 283,493 | 176 か所整備 | 子ども室子育て支援課 |
| 病院内保育所運営費補助事業 病院における医療従事者の確保・定着を図るため、医療従事者の乳児・幼児を預かる病院内保育施設の設置者に対し、保育士等の人事費を補助する。 (公立、公的の病院については近隣医療従事者の児童の受入体制を整備している場合に 24 時間保育等の加算額のみ交付) | 459,211 | 補助対象施設数：100 か所 | 保健医療室 医療対策課 |
| 企業主導型保育推進事業 女性が働きやすい環境整備と待機児童の早期解消を実現するため、企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設の設置を後押しする取り組みを福祉部と連携して実施。 (H28 事業所内保育施設総合プロデュース事業から事業名変更) | 24,757 | 総相談件数：1,995 件 相談支援を行った施設数：34 施設 (H28 助成決定府内 76 施設のうち) | 子ども室子育て支援課 雇用推進室就業促進課 |
| イ 地域における子育て支援策の充実 | | | |
| 子ども家庭センターの運営 再掲【2-(3)-③-ウ】→P56 参照 | (一) | 同左 | 子ども室家庭支援課 |
| 福祉サービスに関する苦情解決事業 再掲【2-(3)-④-ア】→P62 参照 | (11,470) | 同左 | 地域福祉推進室地域福祉課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|--|--|
| 市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業 再掲【2-(3)-③-ウ】→P56 参照 | (1,028) | 同左 | 子ども室家庭 支援課 |
| こころの健康総合センターの運営 再掲【1-(1)-④】→P19 参照 | 33,277 | 同左 | 保健医療室地 域保健課 |
| 教育相談 児童生徒、保護者、教職員等からの教育に関する多様な相談に、電話・電子メール及び面談により対応する。 ○専用電話相談の実施 ○24 時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○集中電話相談の実施 ○インターネットによるメール相談の実施 | 14,191 | ○総相談件数 : 4,356 件 ・電話相談 : 2,790 件 ・来所相談 : 763 件 ・E メール相談 : 803 件 | 教育センター |
| 少年相談活動の推進 子育ての悩み、子どもの非行問題等について、保護者等へのきめ細かな助言・指導等を行う。 | 3,142 | ○ 平成 28 年中の保護者等相談件数 : 2,240 件 | 警察本部生活 安全部少年課 |
| 保護者等支援教室の実施 保護者、学校関係者、地域住民等に対し、少年の非行や犯罪被害の現状等の様々な情報を発信し、家庭や地域社会における非行防止機能の向上を促進する。 | — | ○ 平成 28 年度の保護者等支援教室の実施 54 回 3,574 人 | 警察本部生活 安全部少年課 |
| 地域福祉・子育て支援交付金事業 地域福祉、子育て支援及び高齢者福祉の分野を対象に市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民のサービス向上を図ることができるよう、当該交付金を市町村に交付する。 | 1,990,856 | 平成 28 年度交付確定額 1,974,945 千円 | 地域福祉推進室 地域福祉課 子ども室子育て 支援課 高齢介護室介護 支援課 |
| キンダーカウンセラー事業 【再掲 1-(1)-②-ア】→ P13 参照 | (40,500) | 同左 | 私学課 |
| 教育コミュニティづくり推進事業 【再掲 3-(3)-①-ア】→ P79 参照 | (67,182) | 同左 | 地域教育振興 課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の実施 地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、会員相互で地域において育児に関する相互援助活動を行う事業。(実施主体: 市町村) | — | 30 市町で実施 (大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市及び枚方市を除く) | 子ども室子育て 支援課 |
| 地域子育て支援拠点事業の実施 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業。(実施主体: 市町村) | — | 193 か所 (大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市及び枚方市を除く) | 子ども室子育て 支援課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|---|------------|
| 子育て短期支援事業の実施 保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)。(実施主体:市町村) | — | ○ショートステイ 33 市町村で実施 ○トワイライトステイ 25 市町村で実施 (大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市及び枚方市を除く) | 子ども室子育て支援課 |
| 大型児童館ビッグバン運営事業 児童健全育成の拠点施設として整備した「大阪府立大型児童館ビッグバン」の運営を行う。(指定管理者である一般財団法人大阪府地域福祉推進財団に委託) | 29,680 | 入館者: 236,186 人 (内訳) 大人(高校生以上) 88,323 人 中学生 1,752 人 小学生 70,683 人 幼児(3歳以上) 61,365 人 介護者・引率者 9,811 人 | 子ども室子育て支援課 |
| 公園の整備 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組む。 | — | 深北緑地等において遊具の改修を行った。 | 都市計画室公園課 |
| 広域連携・官民連携による子育て応援事業(「関西子育て世帯応援事業(まいど子でもカード)」) 子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するために、企業等の協賛により、シンボルマークのついた携帯電話画面や会員証(カード)など店舗で提示することで、割引・特典などのサービスが受けられる「まいど子でもカード」(平成 19 年 10 月開始)を展開する。 | 10,108 | ○登録件数 子育て世帯: 147,466 人 店舗: 11,255 店舗 (※平成 29 年 3 月 31 日時点累計) | 子ども室子育て支援課 |
| ③退職後の再就職・起業等の支援 | | | |
| ア 結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援 | | | |
| 職業能力開発の促進 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施する。母子家庭の母を対象に、夕陽丘高等職業技術専門校において、職業訓練を行う。 また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」(府内 6 か所の高等職業技術専門校等で実施)のうち女性の就業者が比較的少ない職種に関する講座に女性優先枠を設ける。 | 14,323 | ○母子家庭の母を対象とした職業訓練 トータルサポート事務実務科 入校者数 修了者数(就職退校を含む) 4 月: 28 人 24 人 10 月: 30 人 27 人 会計実務科 入校者数 修了者数(就職退校を含む) 4 月: 29 人 28 人 10 月: 30 人 30 人 ○在職者向けのテクノ講座 優先枠定員 34 人(コース数 28 コース) ※(参考) テクノ講座における女性の受講者数 388 人 ※求職者向け訓練予算は女性に特化できないので、記載はテクノ講座のみ | 雇用推進室人材育成課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|-----------------------|--|------------|
| OSAKAしごとフィールド相談業務 (29 年度は OSAKA しごとフィールド運営事業の中で実施) | — | 職業適性相談は委託により実施。 相談件数：782 件 | 雇用推進室就業促進課 |
| 在宅ワークに関する情報提供 再掲【1－（1）－①－ウ】→P12 参照 | (2, 207) | 同左 | 雇用推進室労政課 |
| OSAKAしごとフィールド運営事業 OSAKAしごとフィールドにおいて、結婚・出産等を機に退職し育児によるブランクを経て仕事への復帰をめざす女性等に対して、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、民間保育所と連携した就職活動中の一時保育サービスを提供し、女性の育児と仕事の両立へ向けた就職活動を支援する。 (※予算は OSAKA しごとフィールド運営事業費全体の額を記載) | 138, 966 | ○働くママ応援コーナーを利用した方の就職者数 232 人 | 雇用推進室就業促進課 |
| 女性有資格者等復帰訓練事業（Lフェニックス拡充訓練） 出産や育児等で現在、働いていない女性の中には専門性の高い業務経験や資格を持つ方も多い。現在保有している資格・経験に加え、新たなスキル等を身につけるための、専門的な研修と企業実習を組み合わせた職業訓練を通じ、再就職を支援する。また、マルチスキルを持つ人材育成プログラムのモデルとして、国への提案を行う。 | 268, 780 | ○訓練参加者数 160 名 ○就職者数 117 名 | 雇用推進室就業促進課 |
| 潜在保育士確保事業 保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、現場復帰に必要となる研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行う。 | 13, 602 | ○保育士・保育所支援センター登録者数（3月末時点） 1, 311 人 就職人数 149 人 セミナー 府内 4 か所で開催 参加者 107 人 保育所等職場体験実施 参加者 74 名 | 子ども室子育て支援課 |
| ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営 再就職を希望する女性を対象に、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援するため、大阪府立男女共同参画・青少年センターの情報ライブラリー内に「女性就労支援コーナー」を設置し、運営する。 | 8, 640 のうち一部 事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------------|---|-------------------------------|
| イ 女性起業家等への支援 | | | |
| 創業支援事業（大阪起業家スタートアップ） ビジネスプランコンテスト等を通じた有望創業者の発掘、目標達成型の補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫したハンズオン支援を組み合わせることにより、創業者の着実な成長を支援する。 | 33,678 | ビジネスプランコンテスト ・書類審査通過者 18 者 ・受賞者 9 者 | 中小企業支援 室 商業・サービス 産業課 |
| 中小企業向け開業サポート資金 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または業歴の浅い方向けの融資制度。 | 3,242,000 (預託額の 予算額) | 融資実績 212 件 1,165,960 千円 預託額 1,417,000 千円 | 中小企業支援 室金融課 |
| ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営 再掲【1－（1）－③－ア】→P17 参照 | (8,640) のうち一部 事業 | 同左 | 男女参画・府民 協働課 |
| ④働く男女の健康管理対策の推進 | | | |
| 事業所内メンタルヘルス担当者養成事業 地域自殺対策強化交付金を活用して、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材（メンタルヘルス担当者）の養成をする研修会を開催する。 | 1,357 | 2 回（参加者 295 人） | 雇用推進室労 政課 |
| メンタルヘルス専門相談 職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者の方に、職場のメンタルヘルスに関する専門的な知識経験を有する相談員が相談に応じる。地域自殺対策強化交付金を活用。 | 1,407 | 相談人数：43 人 | 雇用推進室労 政課 |
| 労働時間短縮の促進 再掲【1－（1）－①－イ】→P11 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労 政課 |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページの作成及びセミナーの実施 再掲【1－（3）－②－ア】→P28 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労 政課 |
| 労働法制度の普及 再掲【1－（3）－②－ア】→P26 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労 政課 |
| 地域勤労者健康管理事業（勤労者健康管理セミナー） 地域産業保健センター等と連携を図り、中小企業の労働者の健康管理に関する普及啓発を行う。 | — | 2 回（参加者 216 人） | 雇用推進室労 政課 |
| 自殺防止対策事業 自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るために、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。 | 601 | ○大阪府自殺対策審議会の運営 ○府内自殺対策推進会議の運営 | 保健医療室地 域保健課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|-----------------------|---|----------------|
| 自殺対策強化事業 ○自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るために、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。 ○国の「地域自殺対策強化交付金」を活用し、地域における自殺対策力を強化するため、自殺対策推進センターを運営し、相談体制の整備や人材養成、普及啓発等を実施する。 | 63,790 | ○大阪府自殺対策審議会の運営 ○自殺対策推進本部の運営 ○ポスターの掲示、府政だより掲載、市町村広報紙掲載依頼等実施 (自殺予防週間〔9月10日～16日〕、自殺対策強化月間〔3月〕) ○自殺対策推進センター運営事業 • 自殺対策に関する情報の提供 • 自殺対策に関する調査、分析等 • 連絡調整会議の開催 • 自殺対策研修の開催 • 自死遺族相談の実施 • こころの健康相談統一ダイヤル • 保健所、市町村、関係機関等への技術支援 ○大阪府自殺未遂者支援センター事業 ○大阪府妊産婦こころの相談センター事業 ○市町村自殺対策強化事業 (市町村補助) 36 団体 ○自殺対策民間団体支援事業 (民間団体補助) 5 団体 | 保健医療室地 域保健課 |
| こころの健康相談事業 保健所において精神科医師（嘱託医）、ケースワーカー、保健師等による本人・家族・地域関係者等に対する総合的な精神保健福祉相談、訪問指導を実施する。 | 34,282 | ○相談件数 28,246 件 ○訪問指導件数 3,774 件 | 保健医療室地 域保健課 |
| こころの健康総合センターの運営 府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康づくりに関する情報提供や調査研究、相談を行う。また、保健所を中心とした地域における精神保健福祉活動の支援を行う。 | 33,277 | 相談件数：3,660 件 | 保健医療室地 域保健課 |
| 男性のための電話相談事業 夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど男性からの相談に対して、専門の男性相談員が電話による相談に応じる。 | 18,638 のうち 一部事業 | ○男性のための電話相談 平成 28 年 7 月から実施 相談件数：162 件 | 男女参画・府民 協働課 |

(2)政策・方針決定過程への女性の参画促進

| 事業名及び平成29年度事業概要 | 29年度 予算額 (千円) | 平成28年度実績 | 担当課 |
|---|---------------------|--|------------------------------|
| ①政策・方針決定過程への女性の参画促進 | | | |
| ア 審議会等委員等への女性の参画の促進 | | | |
| 審議会等への女性の登用の促進 平成32年度末までに、審議会等における女性委員の登用割合を4割以上6割未満(男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態)とするために、引き続き登用の促進を図る。 | — | 審議会等における女性委員の登用状況 30.8% (平成29年4月1日現在) ※法令又は条例を根拠に設置されている審議会等で、それぞれの審議会等において法令等により職務の要件が指定され、選任にあたり、知事に選択の余地がない委員等(職務指定委員)を除外して算出。 委員の任期が、2年未満又は「一定期間内で知事の定める期間」とされている場合において当該期間が2年未満の審議会等は、登用率算定の対象から除外する。 | 男女参画・府民協働課等 全部局 人事局人事課 |
| 行政委員会委員への女性の登用の促進 府の行政委員会への女性の登用に努める。 | — | 府行政委員会における女性の登用状況 19.5% (平成29年4月1日現在) | 人事局人事課 |
| 委員選任のあり方の検討 女性委員の登用を含め、幅広く人材を求めるという観点から、審議会等の委員選任のありかたについて検討を行う。 | — | 同左 | 男女参画・府民協働課等 全部局 |
| ドーンセンター情報ライブラリーの運営 再掲【3-(2)-⑥】→P77参照 | (8,640) のうち一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| 市町村における政策決定への女性参画状況調査等 市町村における審議会委員等への女性登用促進のための資料整備の一環として、市町村における政策決定への女性参画状況調査を行うとともに、女性の登用が促進されるよう、指導、助言を行う。 | — | 政策決定への女性の参画状況 市町村 議会： 20.1% 21.0% 行政委員会： 14.9% 14.0% 附属機関： 30.3% 22.5% (平成29年4月1日現在) | 男女参画・府民協働課 |
| イ 大阪府職員・教員等における女性の登用の促進 | | | |
| 女性職員の登用促進 大阪府(知事部局等)における女性職員を対象とした研修の実施などによる意欲向上や育児休業からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成に取り組む。 | — | 同左 | 人事局人事課 等全部局 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|---|----------------------------------|
| 女性教員の登用促進 人材の計画的育成に努め、女性教員の管理職への登用について目標を定めて計画的に進める。 | — | 平成 29 年 4 月 1 日に新たに校長・教頭へ登用された女性の人数 ○校長 ・小学校 35 人 ・中学校 5 人 ・府立学校 4 人 ○教頭 ・小学校 34 人 ・中学校 11 人 ・府立学校 14 人 (小・中学校は大阪市、堺市、豊能地区を除く) | 教職員室教職員人事課 |
| 女性警察官の採用・登用の拡大 大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画において、平成 30 年度に警察官の定員に占める女性警察官の割合を 10 % にし、以後、10 % 以上を維持することを目標として掲げ、女性警察官の採用・登用の拡大に努める。 | — | ○警察官定員に占める女性警察官の割合 9.4% (育児休業者含む) (平成 29 年 4 月 1 日現在) | 警察本部警務部警務課 |
| 採用・登用状況の公表 府女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表する。 | — | 同左 | 人事局人事課 教職員室教職員人事課 人事委員会事務局 |
| ウ 企業等における女性の登用の促進 | | | |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページの作成及びセミナーの実施 再掲【1-(3)-②-ア】→P28 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労政課 |
| 産官学協働女性活躍推進事業 再掲【1-(1)-①-ア】→P10 参照 | (4,742) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| 職業能力開発の促進 再掲【1-(1)-③-ア】→P16 参照 | (14,796) | 同左 | 雇用推進室人材育成課 |
| 人材育成・啓発講座事業 再掲【3-(2)-①】→P75 参照 | (6,819) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 再掲【1-(1)-①-ア】→P10 参照 | (一) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| 市町村における地域就労支援事業の実施 再掲【2-(3)-①】→P48 参照 | (272) | 同左 | 雇用推進室就業促進課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|-------------------------|-------------------|
| エ 医療分野における女性の参画の拡大 | | | |
| 医療機関や医療関係団体への働きかけ 医療現場に多様な視点を導入するため、医療機関や医療関係団体等に対し意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかける。 | — | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| オ 地域で活動する組織等への女性の参画の促進 | | | |
| PTA指導者研修 PTA指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修(地区別PTA指導者セミナー)を行い、PTA活動における男女共同参画をさらに促進する。 | — | ○開催回数： 8回 参加者数：239 人 | 市町村教育室 地域教育振興課 |
| PTA指導者への資料等の提供 PTA指導者を主な対象として、男女共同参画の観点はもとより、広く人権啓発を図った資料等を作成しHPに掲載する。 | — | 平成22年9月～ホームページ掲載 | 市町村教育室 地域教育振興課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|--|---|
| まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画促進 審議会等への女性委員の登用を行うなど、まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画を促進する。 ○都市計画審議会 ○住宅まちづくり審議会 ○景観審議会 ○開発審査会 ○建築審査会 ○福祉のまちづくり審議会 ○まちづくり促進事業財産評価審査会 | — | ○大阪府都市計画審議会 委員数 11 名 (うち女性委員 3 名) (ただし、職務指定 (19 名) を除く) 登用割合 27.3% ○住宅まちづくり審議会 委員数 20 名 (うち女性委員 5 名) 登用率 25.0% ○景観審議会 委員数 11 名 (うち女性委員 5 名) (ただし、職務指定 (11 名) を除く) 登用割合 45.5% ○開発審査会 委員数 7 名 (うち女性委員 3 名) 登用割合 42.9% ○建築審査会 委員数 7 名 (うち女性委員 4 名) 登用割合 57.1% ○福祉のまちづくり審議会 (H24. 11. 1 設置) 委員数 4 名 (うち女性委員 1 名) (ただし、職務指定 (25 名) を除く) 登用割合 25.0% (※H28. 11. 24 第 5 回審議会開催時点)) ○まちづくり促進事業財産評価審査会 委員数 3 名 (うち女性委員 1 名) 登用割合 33.3% | 都市計画室計画推進課 住宅まちづくり総務課 建築指導室建築企画課 タウン推進局管理課 |
| 女性農業者の起業支援 (協同農業普及事業の一部として実施) 女性が農業経営と地域農業に主体的に参画していくことの出来る農村社会の形成を図るために、女性農業者の起業活動等を支援する。 | — | ○男女共同参画社会の実現と地域農山漁村の活性化を目的とした情報交換会への参画支援 ○近畿農政局が主催する農村における男女共同参画の実現に向けた取り組みに関する表彰事業への事例推薦 ○農産加工・販売技術に関する講座の開催等 (計 3 回、48 名 (うち 1 名男性)) ○企業と連携した女性農業者の PR を目的としたイベント、セミナー等の取り組み (計 8 件 (うち 2 件は上記講座回数にも含む)) | 農政室推進課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|------------------------|---|-----------------------|
| ②理工系分野等の女性人材の育成 | | | |
| ドーンセンター情報ライブラリーの運営 再掲【3-(2)-⑥】→P77 参照 | (8,640) のうち一部 事業 | 同左 | 男女参画・府 民協働課 |
| 産官学協働女性活躍推進事業 再掲【1-(1)-①-ア】→P10 参照 | (4,742) | 同左 | 男女参画・府 民協働課 |
| キャリア教育の推進 府立学校に対して、「働く若者のハンドブック」 「採用と人権」を配布するとともに、その趣旨の周 知をはかる。 | — | 同左 | 教育振興室高 等学校課 |
| キャリア教育支援体制整備事業 (平成 28 年度で事業終了) | — | ○公私高校 37 校を支援校に指定 (府 立 32 校、私立 5 校) ○推進校の就職内定率 1.9% 上昇 (H28.3 : 90.7% ⇒ H29.3 : 92.6%) | 教育振興室高 等学校課 私学課 |

(3) 女性の活躍推進

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|---|----------------|
| ①女性活躍推進法に基づく取組の実施 | | | |
| ア 「推進計画」の策定 | | | |
| 都道府県推進計画の策定とその推進 「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」 と一体的に策定した、女性活躍推進法第 6 条に基づ く都道府県推進計画について、取組を推進する。 | — | ○「OSAKA女性活躍推進会議」を開 催(2回)。 ○9月を「OSAKA女性活躍推進月間」 として定め、キックオフイベント及び 企業向けシンポジウムを開催。 ○「男女いきいき・元気宣言」事業者制 度のPRを実施。(平成 28 年度末登 録事業者数: 336 社。) | 男女参画・府 民協働課 |
| 市町村推進計画の策定支援 府内市町村に対し、女性活躍推進法第 6 条に基づ く「市町村における女性の職業生活における活躍の 推進に関する市町村計画」の策定を働きかけると ともにその策定を支援する。 | — | ○女性活躍推進法に基づく市町村推進 計画の策定状況 (H27 年度末: 7 市町村 ⇒ H28 年度末: 19 市町村) | 男女参画・府 民協働課 |
| イ 「特定事業主行動計画」の策定と推進 | | | |
| 「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業 及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、 女性登用に関する取組を進める。 | — | 同左 | 人事局人事課 等 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|---|--------------------------------------|
| 「公立学校における特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 「公立学校における特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。 | — | 同左 | 教職員室教職員人事課 |
| 「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づく取組の推進 「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づき、女性警察官の採用・登用拡大、勤務環境の整備、次世代育成支援対策、ハラスメント防止対策に関する取組を進める。 | — | 同左 | 警察本部警務部警務課 |
| ウ 「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進 | | | |
| 「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進 一般事業主行動計画の策定について、国機関とも連携しながら、労働者数 300 人以下の企業を対象に、一般事業主行動計画の策定を呼びかける。 | — | 同左 | 男女参画・府民協働課 雇用推進室労政課 雇用推進室就業促進課 |
| エ その他 | | | |
| 公共調達検討 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国で検討されている総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注機会の増大に必要な施策の実施について検討する。 | — | ○「男女いきいき・元気宣言」事業者制度を見直し、女性活躍を後押しする顕彰制度や公共調達制度の導入について検討。 | 男女参画・府民協働課 |
| OSAKAしごとフィールド女性活躍推進事業 女性の職業生活における活躍を推進するため、必要な人に必要な情報を届けるためのワンストップ相談機能を構築する。 | — | ○勉強会の実施 8 回 ○合同相談会の実施 2 回 | 雇用推進室就業促進課 |
| 若年女性経済的自立支援事業 (29 年度は OSAKAしごとフィールド運営委託業務の中で実施。) ⇒具体的な就職活動をしていない若年女性に対して、就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起し、就業に結びつけ、経済的自立を支援する。 | — | ○就職決定者数 108 名 | 雇用推進室就業促進課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|--|---|
| 産官学協働女性活躍推進事業 再掲【1－（1）－①－ア】→P10 参照 | (4,742) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| ②男女雇用機会均等の更なる推進 | | | |
| ア 普及啓発等 | | | |
| 労働法制度の普及 (平成 28 年度で事業終了) | — | — | 雇用推進室労政課 |
| 男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための教育 府立学校に対して「働く若者のハンドブック」(商工労働部作成) を配布しその趣旨の周知をはかる。 | — | 同左 | 教育振興室高等学校課 |
| 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を、男女平等教育の基本方向として活用するとともにその状況の把握に努め、男女平等教育の一層の充実を図る。また、教科面だけでなく学校の日常生活における固定的な性別役割分担意識の解消をめざす。 | — | ○「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 小学校：88.4% 中学校：84.7% | 教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室 小中学校課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|------------|---|
| <p>市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底</p> <p>「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育に総合的に取り組むよう、市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会及び男女平等教育に関する市町村ヒアリング等を通じて市町村教育委員会に指導・助言する。</p> <p>「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備及び教職員研修の充実を市町村教育委員会に指導・助言する。</p> | — | 同左 | 市町村教育室 小中学校課 教職員室教職 員人事課 |
| <p>府立学校に対する指示事項の徹底</p> <p>「府立学校に対する指示事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育を推進する。</p> <p>「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう、環境を整え、教職員研修及び児童・生徒への教育の充実に努める。</p> | — | 同左 | 教育振興室高 等学校課 教育振興室支 援教育課 教育振興室保 健体育課 教職員室教職 員人事課 教職員室福利 課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|--|----------------|
| 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 再掲【1-(2)-①-ウ】→P10 参照 | (一) | 同左 | 男女参画・府 民協働課 |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページの作成及びセミナーの実施 労働法制度を広く府民に周知し、女性を含むすべての労働者が働きやすい環境づくりの促進を図る。 ○内容:男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法、健康と安全、労働条件、多様な働き方等 | — | ○「働く人、雇う人のためのハンドブック」: 5,000 部 ○「働く若者のハンドブック」: 28,000 部 ○「マンガで読む 働くルール Book」: 120,000 部 | 雇用推進室労 政課 |
| 労働相談の実施 府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイス等を行う。 | — | 相談件数: 11,408 件 (うち、女性 5,658 件) | 雇用推進室労 政課 |
| 労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣 再掲【2-(2)-②-オ】→P47 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労 政課 |
| (新) 女性キャリア継続支援事業 女性が職場に定着し、安心して働き続けていくための、女性にかかる労働関係法をわかりやすく解説したルールブックの配布および、職場における育児・介護休業等への理解促進を進め女性の離職を防止するセミナーなどを通じた啓発により、女性の職場定着を支援する。 | 850 | — | 雇用推進室労 政課 |
| 労働関係調査の実施 府内における労働時間・休日休暇制度等の労働条件を調査することにより、労働者の就業環境の実態把握に努める。 対象: 府内の事業所 | — | 調査票発送数 6,000 事業所 (うち回収 1,916 事業所) ○調査結果報告書作成・配布 | 雇用推進室労 政課 |
| イ セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントの防止 | | | |
| 企業向けのセクシュアル・ハラスメント防止の啓発 再掲【2-(2)-②-オ】→P47 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労 政課 |
| ワーキングウーマン応援事業 (平成 28 年度で事業終了) | — | 女性のための働くルールブック作成・配布: 5 万部 労働相談会 8 日開催、25 件相談 | 雇用推進室労 政課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|------------|------------|
| 人材育成・啓発講座事業 再掲 【3-(2)-①】→P75 参照 | (6,819) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| パワハラ・セクハラ相談会&セミナーの実施 再掲 【2-(2)-②-オ】→P47 参照 | (一) | 同左 | 雇用推進室労政課 |
| 個別労使紛争解決支援制度の実施 労働条件やセクシュアルハラスメント等の個別労使紛争に対し、相談からあっせんまでを行う紛争解決支援制度を実施する。 | — | 取扱事案数：27 件 | 雇用推進室労政課 |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|--|----------------------|---|-----|
| 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止及び対応 セクシュアル・ハラスメント防止対応指針、及び本年 2 月教育委員会が制定した「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに関する府職員への啓発・研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対応を講じることにより、所属長等管理監督者はもとより職員一人ひとりが、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもって、すべての職場でセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。 | — | ○大阪府職員向けセクシュアル・ハラスメント防止対応指針の徹底 ○大阪府教職員向けセクシュアル・ハラスメント防止対応指針の徹底 ○大阪府教職員向け職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針の徹底 ○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。 ○研修の実施 ・新任課長補佐級等職員研修、コンプライアンス総合研修 修了者：216 人 ・各部局研修及び職場研修 ・府立学校新任校長研修 参加人数：55 人 人事局企画厚生課 人事局人事課 教育振興室高等学校課 教職員室教職員人事課 参加人数：208 人 参加人数：69 人 参加人数：259 人 参加人数：102 人 参加人数：119 人 参加人数：151 人 参加人数：104 人 参加人数：893 名 参加人数：907 名 | |

| 事業名及び平成 29 年度事業概要 | 29 年度 予算額 (千円) | 平成 28 年度実績 | 担当課 |
|---|----------------------|---|---|
| <p>「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の徹底</p> <p>○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(H29.5 改訂)の趣旨の徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」の活用と「被害者救済システム」の周知を学校・市町村に指示し、未然防止・早期対応に努める。児童・生徒及び保護者への啓発をする。</p> <p>○「セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～」に基づき教職員の理解・研修を深める。</p> | — | 同左 | 教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室 小中学校課 |
| <p>ハラスメント防止対策の推進</p> <p>大阪府警察ハラスメント対策要綱に基づき、あらゆるハラスメントの防止・排除のための執務資料の作成・教養等を行い、職員がその能力を十分に發揮できるような良好な勤務環境の確保に努める。</p> | — | ハラスメントの防止・排除を目的とした執務資料の発出や各種教養等を実施し、職員の意識の徹底を図った。 | 警察本部警務部警務課 |